

## 田舎の実家、別荘地、農地などを相続したくない場合の対応策

被相続人に債務がない場合でも、相続人にとって相続したくない財産があったりします。たとえば、①田舎の実家の不動産は売却することも、活用もできない、維持管理に時間と費用がかかる、また、建物を取壊そうとすると相当なお金がかかる、②利用しない別荘地があり毎年管理費や固定資産税などのコストがかかる、③農地を相続しても自分では耕作できないため、耕作放棄地になり隣接の耕作人などに対して迷惑をかけるなど心理的な負担が生じることがあります。

そこで、相続したくない財産は、相続の放棄をすれば取得しないことができます。相続の放棄は被相続人のすべての財産に対して効果が及ぶので、相続したい財産は遺言で特定遺贈しておくか、生前贈与などによって生前のうちに確保しておくようにします。具体的な手続き等は以下のとおりです。

## 1. 生前対策

以下のいずれか、又はそれぞれの対策を実行しておきます。

(1) 相続人やその配偶者、子などへ特定遺贈（特定の遺産を特定の相続人に相続させる遺言）をしておきます（相続人以外の者が財産を取得する場合には、相続税額の2割加算の適用があります）。

(2) 相続人等に対して相続時精算課税（婚姻期間20年以上の配偶者には居住用不動産を贈与税の配偶者控除によって贈与）などによって、相続したい財産について生前に贈与しておきます。しかし、不動産の贈与の場合、登録免許税及び不動産取得税などのコストが発生します（相続による取得であれば登録免許税は軽減税率、不動産取得税は非課税とされています）。

(3) 預金から生命保険金に組み換えておきます。生命保険金は受取人固有の財産とされていて、相続財産に該当しません（相続人以外の者が死亡保険金受取人の場合は非課税規定の適用は受けられません）。

## 2. 相続人全員が相続の放棄

(1) 配偶者及び子が、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に家庭裁判所において相続の放棄の手続きを行います。

(2) (1)によって相続の順位が変動し、第二順位の父母が相続人となることから、父母も相続の放棄の手続きを行います。（父母が先に死亡している場合には(3)へ）

(3) 第一順位及び第二順位の相続人が不存在の場合、兄弟姉妹が相続人となるため、兄弟姉妹も相続の放棄の手続きを行います。

なお、相続の放棄にあたっては、単純承認（客観的にみていわゆる形見分けを超える遺品持ち帰り行為は、相続財産の隠匿に該当、準確定申告によって被相続人の所得税の還付請求を行うなどの行為は、財産の処分行為に該当）があったとみなされないよう相続財産の管理処分については細心の注意が必要です。

## 3. 相続人に対する特定遺贈と相続の放棄

相続人であっても遺贈を受けることは可能ですが、特定遺贈と相続の放棄が行われることにより、相続債権者が害されるような場合には、詐害行為取消権の対象とされたり、権利の濫用と判断されるリスクもあります。

## 4. 相続人が不存在であることを戸籍等で確定させる

被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍（相続の放棄をしたとしても、戸籍にその旨が記載されることはありません。なお、戸籍の記載事項は法律で決められています。（戸籍法13条））と相続人の戸籍抄本が必要となります。

相続人全員が相続の放棄の手続きによって不存在となる場合には、第三順位の相続人の相続の放棄が確定した後でなければ相続人不存在が確定しません。

また、遺言書で包括遺贈（受遺者に対する割合を定めた遺言）がされていないか、公正証書遺言などの作成の有無について公証人役場で検索をして確認しておきます。公正証書遺言が作成されていた場合には、その遺言書を入手して確認します。包括受遺者は相続人と同様に相続の放棄の手続きによって放棄することができます。

## 5. 相続財産管理人の選任申立

相続人が全員放棄し相続人が不存在となった場合には、もともとの相続人が相続財産管理人（遺産を管理する業務を行う人）の選任の申立てを家庭裁判所に対して行います。

遺産から相続財産管理人の報酬を十分に支払えない場合には、事案の内容に応じて家庭裁判所が予納金の額を決定します。多くは予納金が20万円～100万円ほど必要で申立人が負担することになります。相続財産管理人の業務が終了した時点で、遺産から報酬の支払いができる場合には、予納金は返却されますが、足りない場合には予納金から支払が行われるので、返ってこなくなります。

（文責：山本和義）